日本助産師会長 殿

厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、全国健康保険協会理事長後あて通知したので、 貴管下の会員等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

保発 0818 第 4 号 令和 3 年 8 月 18 日

全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 都道府県知事 地方厚生(支)局長 社会保険診療報酬支払基金理事長 国民健康保険中央会長 健康保険組合連合会長

厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日に公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第2~4号)別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添2「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、令和4年1月1日から実施することとしたので、適切に御対応いただくよう御留意願いたい。

記

- 1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部改正 別添1について、以下事項を踏まえた改正を行う。
 - (1) 公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金(在胎週数第22週以降の出産(死産を含む。以下同じ。)の場合に発生)の額が1万6千円から1万2千円に変更されたことに伴い、

出産育児一時金等の額が40万4千円から40万8千円になったこと。

- (2) 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において行政手続における押印等の抜本的な見直しを行うこととされたことを受け、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第367号)等の関係法令が公布され、厚生労働省が所管する政令、省令及び告示により定められた手続きであって、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとされたこと。
- 2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部改正 別添2及び様式1から様式5について、「1.」に準じた改正を行う。

<添付資料>

別添1:「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

別紙 : 出産育児一時金等代理申請・受取請求書(改正なし)

別添2:「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

様式1:出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

様式2:出産育児一時金等受取代理申請取下書

様式3:受取代理人変更届

様式4:受取代理申請受付通知書

様式5:出産費用請求報告書

別添3:新旧対照表

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱

平成 23 年 1 月 31 日制定 平成 24 年 2 月 29 日改正 平成 27 年 1 月 1 日改正 平成 28 年 12 月 16 日改正 令和 3 年 8 月 18 日改正

第1 趣旨

出産育児一時金等(出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。)の 医療機関等(病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。)への直接支払制度(以下単 に「直接支払制度」という。)は、被保険者等(健康保険若しくは船員保険の被保険者 若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同 じ。)が医療機関等との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受取に係る代理契約を 締結の上、出産育児一時金等の額を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出 産育児一時金等の支給申請及び受取を直接保険者と行うことにより、被保険者等があら かじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経 済的負担の軽減を図るものである。

第2 直接支払制度の運用方法

直接支払制度は、次の2~4に掲げる事務を関係者(医療機関等、支払機関(国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)をいう。以下同じ。)及び保険者)が実施することを通じ、当該医療機関等から被保険者等又はその被扶養者(国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。)に対し請求される出産費用について、保険者が当該医療機関等に対し出産育児一時金等を直接支払うことをその内容とする。

1 対象者

平成23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する被保険者等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。)を対象とする。

- 2 出産を取り扱う医療機関等における事務等
 - (1) 申請・受取に係る代理契約の締結等

医療機関等は、被保険者等又はその被扶養者の出産に関し、当該医療機関等を 退院(医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理を離れるときをいう。以下同じ。)するまでの間に、直接支払制度について被保険者等 又はその被扶養者に十分に説明した上で、直接支払制度を利用するか意思確認を する。

確認に当たっては、次の①~④に掲げる旨について書面により被保険者等の合意を得るものとする。当該書面は2通作成するものとし、1通は被保険者等又はその被扶養者に手交し、1通は医療機関等において保管する。(医療機関等における保管期間は、出産育児一時金等の請求に係る消滅時効に照らし、出産日から最低でも2年とする。)

- ① 保険者に対し、被保険者等の名において出産育児一時金等の申請を代わって 行う旨並びに申請先となる保険者の名称
- ② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額(42万円(公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)でない場合にあっては40万8千円))を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
- ③ 医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取った額の範囲で、保険者から被保険者等へ出産育児一時金等の支給があったものとみなされる旨
- ④ 現金等で出産費用を医療機関等に即時支払う等の理由により直接支払制度 を利用せず、被保険者等が別途保険者に対して出産育児一時金等の支給申請を 行うことは、妨げられるものでない旨

なお、被保険者等又はその被扶養者の転院等により、契約を締結した医療機関等において出産がなされなかった場合においては、当該代理契約は無効となり、 転院等する先の医療機関等において、直接支払制度の利用を希望する場合は、新たに代理契約を締結する必要がある。

(2) 入退院時の事務

① 被保険者証の窓口提示等

被保険者等又は被扶養者は、入院(医師又は助産師の往診による出産の場合にあっては、その医学的管理に入るときをいう。以下同じ。)する際に、被保険者証(被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者の受給資格者票を含む。以下同じ。)を提示すること。

なお、健康保険法(大正11年法律第70号)第106条又は船員保険法(昭和14年法律第73号)第73条第2項の規定に基づき、既に資格を喪失した健康保険又は船員保険からの出産育児一時金等の支給を希望する者については、現在加入する保険者における被保険者資格の確認に併せて別途定める資格喪失等を証明する書類を提示すること。

保険医療機関にあっては、妊婦健診などの際の医師の判断により、異常分娩 (分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手 術又は処置等が行われるものをいう。以下同じ。)による、入院、産科手術等が 療養の給付(家族療養費を含む。以下同じ。)の対象となる可能性が高いと認め られる場合にあっては、あらかじめ被保険者等又はその被扶養者に対し、加入 する保険者から限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証を含む。 以下同じ。)を入手するよう勧奨されたいこと。また、入院した後に療養の給付 の対象となった場合にあっては、退院時までにこれを入手するよう勧奨された いこと。

② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円(加算対象出産でない場合にあっては40万8千円)を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言を印字やスタンプ等により明記した上で、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- 出産年月日
- 出產児数
- 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額(妊婦合計負担額)及び医療機関等が代理して受け取る 額(代理受領額)
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書(以下「専用請求書」 という。)に記載される妊婦合計負担額及び代理受領額と相違ない旨

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時に被保険者等又はその 被扶養者に手交する領収書に、直接支払制度を用いていない旨を記載するもの とする。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等による CSV 情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

- a) 入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時 食事療養費はこれに含まれない。
- b) 室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- c) 分娩介助料…異常分娩時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には 「一」(ハイフン)とする。
- d) 分娩料…正常分娩(分娩が療養の給付の対象とならなかった場合)の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料(分娩時の助産及び助産師管理料、分娩時の安全確保に係るものを含む。)。異常分娩時には「一」(ハイフン)とする。
- e) 新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児 に係る検査・薬剤・処置・手当(在宅における新生児 管理・ケアを含む。)に要した相当費用を含める。新生 児について療養の給付の対象となった場合、これに含 まれない。
- f) 検査・薬剤料…妊婦(産褥期も含む。)に係る検査・薬剤料をいう。療養の 給付の対象となった場合、これに含まれない。
- g) 処置・手当料…妊婦(産褥期も含む。)に係る医学的処置や保健指導、乳房管理指導料、産褥期の母体ケア(在宅におけるものを含む。)等に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- h) 産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- i) その他…文書料、材料費及び医療外費用(お祝い膳等)等、a)~h)に含まれない費用をいう。
- j) 一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費 の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養 者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担 金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載する ものとする。
- k) 妊婦合計負担額…直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険 者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をい う。

1) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円(加算対象出産でない場合、40万8千円)の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40万8千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

ア 正常分娩に係る専用請求書の提出は、次のとおりとする。

- i) 出産後退院した日の属する月の翌月10日までに到達するよう提出する。ただし、退院した日の属する月の10日までに専用請求書を作成できるときは、退院した日の属する月の10日までに到達するよう提出することができる。
- ii) 上記のほか、光ディスク等による CSV 情報により提出する場合は、 出産後退院した日の属する月の25日までに到達するよう提出する ことができる。
- イ 異常分娩に係る専用請求書の提出は、出産後退院した日の属する月の翌 月10日までに到達するよう提出する。

専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

- i) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険である場合…医療機関等所 在地の国保連に提出する。
- ii) 被保険者等の加入する保険が国民健康保険以外である場合…医療機関 等所在地の支払基金に提出する。
- iii) 健康保険法第106条又は船員保険法第73条第2項に該当する被保 険者等であって、国民健康保険以外の保険者から支給を希望する場合… 医療機関等所在地の支払基金に提出する。

3 支払機関における事務

- (1) 保険者との支払業務委託契約の締結 支払機関は、各保険者と直接支払に係る業務委託契約を締結する。
- (2) 専用請求書に係る支給要件等確認事務

保険者から支払事務の委託を受けた支払機関は、各医療機関等から提出され た専用請求書について、出産数、在胎週数等記載事項の確認を行い、請求額等が 適正か否かの確認作業を保険者に代わり行う。

専用請求書の記載内容について支払機関は審査を行うものでなく、記載内容 に不備があった場合は、医療機関等に返戻することとなる。

(3) 保険者への請求及び医療機関等への支払事務

支払機関は、(2)の事務に係るとりまとめを行った上で、各保険者に出産育児一時金等の医療機関等への支払いに要する費用の請求を、保険者の体制に応じ、紙 媒体又は光ディスク等媒体の送付を通じて行う。

専用請求書の確認等のみで適正な支払を行うことができる正常分娩については、保険者への請求及び医療機関等への支払いは、次のとおりとする。

- ① 2 (2)③アi)により、各月10日までに提出された専用請求書(以下「10日提出分」という。)に係る保険者への請求は、医療機関等から専用請求書の提出があった月(以下「提出月」という。)の20日頃、医療機関等への支払いは、その翌月の5日頃を目処に行うものとする。
- ② 2 (2)③アii)により、各月25日までに提出された専用請求書(以下「25日提出分」という。)に係る保険者への請求は、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、保険者への請求及び保険医療機関等への支払いを行うものとする。

また、異常分娩に係る専用請求書に係る保険医療機関への支払いは、一部負担金等との突合の必要性等から、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、保険者への請求及び保険医療機関への支払いを行う。

4 保険者における事務

(1) 支払機関からの請求に対する支払い等

支払機関に対し支払事務の委託をした保険者は、3(3)によりなされる支払 機関からの請求について、その内容を確認の上、次のとおり、正常分娩に係る支 払いを行う。

- ① 10日提出分に係る支払機関への支払いは、国保連からの請求に対しては 月末頃を目処に、支払基金からの請求に対しては請求のあった月の翌月4日 頃を目処に行うものとする。
- ② 25日提出分に係る支払機関への支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬に準じて、支払機関に行うものとする。

また、異常分娩に係る支払いは、提出月の10日までに請求された診療報酬 に準じて、支払機関に行うものとする。

(2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満であ

る場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円(加算対象出産でない場合に あっては40万8千円)未満の場合、これらの額と代理受取額の差額を被保険 者等に対し支払うものとする。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとする。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達するのが出産月から1~2ヶ月後とならざるを得ないため、被保険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないことを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円(加算対象出産でない場合にあっては40万8千円)を超える給付を行っている場合にあっては、 当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制 整備を図られたい。

第3 その他留意事項

1 異常分娩に係る出産費用に関し、専用請求書に記載された「一部負担金等」記載額との突合を行う必要があるため、直接支払制度を利用する保険医療機関は、当該

異常分娩に係る診療報酬明細書について、特記事項に「25出産」と記載して支払 機関に提出すること。

なお、この措置は、レセプトのオンラインによる請求が普及し、異常分娩か否か の識別が診療行為コードの確認を通じて特記事項なしで判断できるようになるま での暫定的措置である。

- 2 福祉事業として実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付けを 行っている保険者に対し、被保険者等より貸付けの申込みがあった場合には、直接 支払制度の周知、被保険者等又はその被扶養者が出産を予定している医療機関等へ の必要な照会等、被保険者等の個別の実情に応じた対応をされたい。
- 3 児童福祉法第22条に規定する助産施設における助産の実施を決定した都道府 県又は市町村は、助産施設に出産育児一時金等の直接支払制度の利用はできない旨 を連絡するとともに、被保険者等が加入する保険者に対しても、当該被保険者等又 はその被扶養者が助産の実施を受けるため、助産施設から直接支払制度による請求 はできず、被保険者等から従来の方法により申請がなされる旨を連絡するなど、配 慮されたい。
- 4 直接支払制度を導入している医療機関等における出産であっても、直接支払制度 を利用するかどうかは、被保険者等に十分に説明した上で、合意により、被保険者 等が選択するものであること。
- 5 医療機関等においては、直接支払制度の導入が義務付けられるものではないが、 第1の趣旨に鑑み、特段の支障のない限り、被保険者等の希望に沿うように努めら れたいこと。

「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

平成 23年1月31日制定 平成 27年1月1日改正 令和3年8月18日改正

第1 趣旨

出産育児一時金等(出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。)の受取代理制度は、被保険者等(健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。)が医療機関等(病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。)を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者等又はその被扶養者(国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。)に対して請求する出産費用の額(当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給される額)を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

また、受取代理制度は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、被保険者等の経済的負担の軽減を図ることができるよう、これを制度化するものである。

第2 対象者

平成23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する見込みのある被保険者等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。)であって、被保険者等又はその被扶養者が出産予定日まで二か月以内の者とする。

第3 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。

また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供するとともに厚生労働省において公表するものとする。

第4 被保険者等における手続き

1 受取代理申請書の提出

受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等又は被扶養者がいる被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式1の出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(以下「受取代理申請書」という。)に、必要事項(受取代理人となる医療機関等による名称及びその他の必要事項の記載を含む。)を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出すること。

2 受取代理申請の取下げ

予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合など、受取代理申請を取り下げる場合においては、被保険者等は、速やかに、別添様式2の「出産育児一時金等受取代理申請取下書」を、受取代理申請書を提出した保険者に提出すること。また、新たに出産することとなった医療機関等において受取代理制度を利用する場合には、被保険者等は、改めて受取代理申請書を作成し、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要事項(変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による名称及びその他必要事項の記載を含む。)を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

第5 保険者における事務

1 受取代理申請書の受付

保険者は、被保険者等から、受取代理申請書の提出があった場合には、受取代 理制度の対象医療機関等及び申請対象者であることを確認すること。

2 申請受付の医療機関等への連絡

受取代理申請書の受付後、受取代理人である医療機関等に対し、受取代理制度 を利用した出産育児一時金等の申請を受け付けたことを連絡するため、別添様式 4の受取代理申請受付通知書(以下「受付通知書」という。)に必要事項を記載 の上、当該医療機関等に対して送付すること。

なお、第4の3の受取代理人変更届が送付された場合は、第6の3により変更前の受取代理人である医療機関等から変更後の受取代理人である医療機関等に通知されるため、変更後の受取代理人である医療機関等に対する受付通知書の送付は不要であること。

3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産費用の請求書の写し 及び出産の事実を証明する書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認 すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)であることを証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されていた場合には、出産育児一時金等を1万2千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が42万円(加算対象出産ではない場合は40万8千円。以下同じ。)以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。(請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。)

イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該 請求額と42万円との差額については、被保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに受取代理申請書を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備 考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やか に被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その 写しを送付すること。

第6 医療機関等における事務

1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に医療機関等の名称及びその他の必要事項を記載すること。

2 出産費用請求報告書等の送付

受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記された出産費用の請求書の写しを送付すること。

3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に医療機関等の名称の記載等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産費用請求報告書等 の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あて送付すること。

第7 その他留意事項

- 1 受取代理制度を導入する医療機関等における出産であっても、受取代理制度を利用するかどうかは、被保険者等の選択によるものであること。
- 2 直接支払制度の導入が困難である医療機関等においては、受取代理制度の導入が義務付けられるものではないが、第1の趣旨に鑑み、特段の支障のない限り、被保険者等の希望に沿うように努められたいこと。

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第2~4号) 別添1「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

第2 直接支払制度の運用方法

- 1 (略)
- 2 出産を取り扱う医療機関等における事務等

改正後

- (1) 申請・受取に係る代理契約の締結等
 - ① (略)
 - ② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額(42万円(公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)でない場合にあっては40万8千円))を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
 - ③ (略)
 - ④ (略)
- (2) 入退院時の事務

第2 直接支払制度の運用方法

- 1 (略)
- 2 出産を取り扱う医療機関等における事務等

現行

- (1) 申請・受取に係る代理契約の締結等
 - ① (略)
 - ② 保険者が被保険者等に対して支給する出産育児一時金等の額(42万円(公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)でない場合にあっては40万4千円))を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取る旨及び出産育児一時金等の額を超えた出産費用については、別途被保険者等又はその被扶養者が医療機関等の窓口で支払う必要がある旨
 - ③ (略)
 - ④ (略)
- (2) 入退院時の事務

- ① (略)
- ② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円(加算対象出産でない場合にあっては<u>4</u>0万8千円)を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言を印字やスタンプ等により明記した上で、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。また、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- 出産年月日
- 出產児数
- 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額(妊婦合計負担額)及び医療機関等 が代理して受け取る額(代理受領額)
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書 (以下「専用請求書」という。)に記載される妊婦合計 負担額及び代理受領額と相違ない旨

- ① (略)
- ② 費用の内訳を記した明細書の交付等

直接支払制度を用いる医療機関等は、要した出産費用について、42万円(加算対象出産でない場合にあっては40万4千円)を上回るときに限り、当該上回った額について被保険者等又はその被扶養者に退院時に請求する。

直接支払制度を用いる場合には、要した出産費用については、被保険者等が出産育児一時金等の差額分を早期に受け取ることができるなどの利便性の観点から、少なくとも以下の事項を明らかにした明細書に、加算対象出産の場合には、所定の印を押印の上、退院時に被保険者等又はその被扶養者に手交するものとする。ただし、被保険者等又はその被扶養者の求めに応じて、費用の内訳を明らかにした明細書の手交に努められたいこと。

- 出産年月日
- 出産児数
- 入院実日数
- ・ 出産費用の合計額(妊婦合計負担額)及び医療機関等 が代理して受け取る額(代理受領額)
- ・ 別紙に定める出産育児一時金等代理申請・受取請求書 (以下「専用請求書」という。)に記載される妊婦合計 負担額及び代理受領額と相違ない旨

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時 に被保険者等又はその被扶養者に手交する領収書に、直接 支払制度を用いていない旨を記載するものとする。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

a)~k) (略)

1) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円(加算対象出産でない場合、40万8千円)の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40万8千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

ア・イ (略)

また、直接支払制度を用いていない場合には、退院時 に被保険者等又はその被扶養者に手交する領収書に、直接 支払制度を用いていない旨を記載するものとする。

③ 専用請求書の支払機関への提出等

直接支払制度を用いる医療機関等は、専用請求書により、原則として被保険者等の加入する保険者ごとに所定事項を記載の上、保険者から支払事務の委託を受けた支払機関に対し、光ディスク等によるCSV情報又は紙媒体により提出する。光ディスク等による提出等に必要な記録条件仕様等は、別に示す。なお、専用請求書に記載すべき主な事項の内容は以下のとおりとする。

a)~k) (略)

1) 代理受取額…直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円(加算対象出産でない場合、40万4千円)の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40万4千円が記載額となる。

また、専用請求書の提出の時期は、正常分娩か異常分娩の別に応じ、次のとおりとする。

ア・イ (略)

専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

- i) ~iii) (略)
- 3 (略)
- 4 保険者における事務
- (1) (略)
- (2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円(加算対象 出産でない場合にあっては40万8千円)未満の場合、これ らの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものと する。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支 給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決 定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとす る。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される 請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、 直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達する のが出産月から1~2ヶ月後とならざるを得ないため、被保 険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照 らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度 を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場 専用請求書の提出先となる支払機関は、被保険者等の加入する保険者の種別に応じ、次のとおりとする。

i) ~iii) (略)

- 3 (略)
- 4 保険者における事務
- (1) (略)
- (2) 医療機関等からの請求額が出産育児一時金等として支給すべき額未満である場合の被保険者等への支払い等

医療機関等が請求した代理受取額が、42万円(加算対象 出産でない場合にあっては40万4千円)未満の場合、これ らの額と代理受取額の差額を被保険者等に対し支払うものと する。

この場合において保険者は、被保険者等に対し、差額の支 給申請ができる旨のお知らせを、出産育児一時金等の支給決 定通知書に併記するなどの方法により、確実に行うものとす る。

なお、差額の支給に当たっては、支払機関より送付される 請求明細書や専用請求書等を確認することが必須となるが、 直接支払制度においては、専用請求書等が保険者に到達する のが出産月から1~2ヶ月後とならざるを得ないため、被保 険者等の経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照 らし、2(2)②に規定する明細書等により、直接支払制度 を利用していること及び出産にかかった実費が確認できた場 合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振 込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を 被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応 直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児 一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき 支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないことを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円(加算対象出産でない場合にあっては40万8千円)を超える給付を行っている場合にあっては、当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制

合は、専用請求書の到達を待たずとも、必要に応じ差額の振 込先を記した書面の提出を求めること等を通じ、当該差額を 被保険者等に早期支給するものとする。

(3) 直接支払制度を利用しなかった被保険者等への対応 直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児 一時金等の支給については、被保険者等からの申請に基づき 支給を行うものとする。

なお、直接支払制度を利用したにもかかわらず、被保険者等が、同一又は他の保険者に対し出産育児一時金等の支給を重複して申請すること等が考えられるが、出産育児一時金等の早期支給及び二重給付の防止を図る観点から、出産育児一時金等の支給を申請する被保険者等が、既に直接支払制度を利用していないか又は他の保険者に対して重複申請をしていないかを保険者において判断することが可能となるよう、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第86条第2項第2号等において、支給申請書に、直接支払制度を利用していないことを証する書類等を添付することとしているので、保険者は、これらの書類の確認により、適正な保険給付に努められたい。

また、保険者独自の付加給付等、出産を要件とした42万円(加算対象出産でない場合にあっては40万4千円)を超える給付を行っている場合にあっては、当該超える給付に係る専用の申請書を設ける等、保険者の実情に応じ所要の体制

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」(平成23年1月31日保発0131第2~4号) 別添2「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

新旧対照表

(下線部が改正箇所)

第3 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。

改正後

また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供する<u>とともに厚生労働省において公表</u>するものとする。

第4 被保険者等における手続き

1 受取代理申請書の提出

受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等又は被扶養者がいる被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式1の出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(以下「受取代理申請書」という。)に、必要事項(受取代理人となる医療機関等による名称及びその他の必要事項の記載を含む。)を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出すること。

第3 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。

現行

また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供するものとする。

第4 被保険者等における手続き

1 受取代理申請書の提出

被保険者等又はその被扶養者が受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式1の出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(以下「受取代理申請書」という。)に、必要事項(受取代理人となる医療機関等による記名・押印及びその他の必要事項の記載を含む。)を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出するこ

- 2 (略)
- 3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要事項(変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による<u>名称</u>及びその他必要事項の記載を含む。)を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

- 第5 保険者における事務
 - 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産 費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しに より出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能 評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の 医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産 (死産を含む。以下「加算対象出産」という。) であることを と。

- 2 (略)
- 3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要事項(変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による記名・押印及びその他必要事項の記載を含む。)を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

- 第5 保険者における事務
 - 1 (略)
 - 2 (略)
 - 3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産 費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しに より出産育児一時金等の支給要件を確認すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能 評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の 医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産 (死産を含む。以下「加算対象出産」という。)であることを 証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字や スタンプ等により明記されていた場合は、出産育児一時金等を 1万2千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、 医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載され た請求額及び<u>「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の</u> 有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が42万円 (加算対象出産ではない場合は<u>40</u> 万8千円。以下同じ。)以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。(請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。)

イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座 へ支払い、当該請求額と42万円との差額については、被 保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給

証する<u>所定の印が押されていた場合は、</u>出産育児一時金等を<u>1</u>万6千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、 医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載され た請求額及び<u>所定の印の有無に応じて、</u>次のいずれかの取扱い とすること。

ア 請求額が42万円 (加算対象出産ではない場合は<u>40</u> 万4千円。以下同じ。)以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。(請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。)

イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座 へ支払い、当該請求額と42万円との差額については、被 保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給

額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変 更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等 に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により 出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代 理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する 旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに受取代理申請書 を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機 関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その写しを送付すること。

第6 医療機関等における事務

1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に<u>医療機関等の名称</u>及びその他の必要事項を記載すること。

2 出産費用請求報告書等の送付 受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による 額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変 更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等 に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により 出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代 理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する 旨を追記し、<u>記名・押印</u>の上、速やかに受取代理申請書を被 保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等 に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、<u>記名・押印</u>の上、速やかに被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その写しを送付すること。

第6 医療機関等における事務

1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に<u>記名・押印</u>及びその他の必要事項を記載すること。

2 出産費用請求報告書等の送付 受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による 受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産 費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証 明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合 には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やス タンプ等により明記された出産費用の請求書の写しを送付する こと。

3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に医療機関等の名称の記載等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産 費用請求報告書等の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あ て送付すること。 受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産 費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証 明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合 には、<u>所定の印が押印された</u>出産費用の請求書の写しを送付す ること。

3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に記名・押印等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産 費用請求報告書等の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あ て送付すること。

(様式1) (様式1) (あて先)_ 出産育児一時金等支給申請書(受取代理用) 被保険者証 記号 番号 申請者(被保険者、 氏名 世帯主又は組合員) 申 請 資保険の場合は健康保険・船 資保険の場合は世保険者、 国民健康保険の場合は世帯主义は組合員となります。 住所 生年月日 年 月 出産予定日·数 Ħ 単・多(出産予定者 氏名 ※申請者と同一の場合は不 要です 生年月日 年 月 H 名称 出産予定 医療機関等 所在地 店·本店 支店·出張所 申請者に対す 金庫 る支払金融機 預金 1:普通 4:通知 口座 2:当座 5:貯蓄 番号 口座名義 申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 ※ 検索保険法第106条又は粒員保険法第73条の規定により、1年以上検察保険又は粒員保険の被保険者であった力が被保険者資格喪矢後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。 申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者 資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資 舵喪失後に加入している保険者名と配号・番号 番号 申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産すること による申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入して いた保険者名と記号・番号 番号 申請者()(以下「甲」という。)は、医療機関等である()(以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一等金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限 とする。 受 令和 年 月 日 甲の住所 乙の所在地 電話 店·本店 支店·出張所 受取代理人に 金庫 対する支払金 融機関 1:普通 4:通知 口座 2:当座 5:貯蓄 番号 口座名義

(様式1)

(様式1)

(あて先)	

被保険者	ĬΈ	記号					#	号						
申請者(被保険 世帯主又は組		氏名	(79)	#7)								印		
※「申請者」は健康	果険者、	住所	₹		(フリガ))			W.1	ŧ	()		
帯主又は組合員とな		生年月日				年		月		Ħ				
出産予定日	·数					年		月		F	東	・多(胎)	
出産予定: ※中請者と同一の場		氏名	(29)	#+)										
要です	まロ14个	生年月日				年		月		Ħ				
出産予定		名称	(29)	#+)										
医療機関	等	所在地	₹		(フリガ))								
申請者に対す			_					銀行 金庫 信組				店支	本店 吉・出張所	
の又仏 金融機	預金 種別	1:普通 4 2:当座 5 3:別段						口座 (フラガナ) 名義						
申請者又は出産 ずれかに記載を ※ 健康保険法第10 資格を喪失した最後の	お願いし 6条又は船 0保険者か	ンます。 職保険法第73 出産育児一時	条の規定 金の支着	ら6か月」 により、1年 を受けるこ	以上健康保証	険又は船員係	経験の被(員保険の資						
・中語有又は四度 ずれかに記載を ※ 健康保険法第10	お願いし 6条又は約 9年険者が 数等により 月以いる保 失が被は、	ます。	条の規定 金の支援 又は船とによる 号・番	6か月」 により、1年 を受けるこ 員保険の 申請であ 以内に出	以上健康保証とができます の被保険者 のお場合、計	族又は船員係 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名	員保険の資						
中調有又は田暦 ずれかに記載を ※ 健康保険法第10 實格を喪失した最後の 申請者本人の退罪 替喪失後、6か、 格痩失後に加入し 申請者本人の家息 による申請である。	お願い 186 年 18 日本 1	ます。 は保険法第736 出産育児 保険 こ配 健康すると配 との は、健康すると配 との は、健康すると配 との に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、し、は、 に、し、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 対応加入し 、原保時代 、原保時代 に対して	wxは船員祭 保験者 記号 保験者 に 保験者 に 保験者 に 保験者 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	名 名 の (機関し請う	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払 ^{未の}	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
甲前オ X に配 報 を	お願い 186 年 18 日本 1	ます。 は保険法第736 出産育児 保険 こ配 健康すると配 との は、健康すると配 との は、健康すると配 との に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、健康すると に、し、は、 に、し、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 対応加入し 、原保時代 、原保時代 に対して	wxは船員祭 保験者 記号 保験者 に 保験者 に 保験者 に 保験者 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	名 名 の (機関し請う	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払 ^{未の}	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
ずれかいに副教を ・ 健康保護体第10 ・ 健康保護体第12 ・ 健康保護体第12 ・ 世界者本人の通路 ・ は、 ・ も、 ・ も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	お願い組がよりに係りている。 ままり おり はん	ます。第73-8 操保験法第73-8 出産育度保険に 、健産すると記 健産すると記 健産すると記 を変 がしていま を変 がしていま の で を の で に は の の に は の の の に の の の の の の の の の の の の の	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 対応加入し 、原保時代 、原保時代 に対して	wxは船員祭 保験者 記号 保験者 に 保験者 に 保験者 に 保験者 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	名 名 の (機関し請う	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払 ^{未の}	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
ずれかいに副教を ・ 健康保護体第10 ・ 健康保護体第12 ・ 健康保護体第12 ・ 世界者本人の通路 ・ は、 ・ も、 ・ も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	おきない。おきないは、おきないは、おきないは、おきないは、ないないないが、おいでは、おきないないないが、おいでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おりでは、おり	ます。第73-8 操保験法第73-8 出産育度保険に 、健産すると記 健産すると記 健産すると記 を変 がしていま を変 がしていま の で を の で に は の の に は の の の に の の の の の の の の の の の の の	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 対応加入し 、原保時代 、原保時代 に対して	wxは船員祭 保験者 記号 保験者 に 保験者 に 保験者 に 保験者 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	名 名 名 名 名 名 (機 請けいる る が 見いる る か と	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払 ^{未の}	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
甲ずれか無保険無知の ・ 機嫌系保険性 ・ 機能を発し ・ 機能を発し ・ 機能を発し ・ 機能を発し ・ 機能を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	お6条保等以下を持ちている。	ます。第73-8 操保験法第73-8 出産育度保険に 、健産すると記 健産すると記 健産すると記 を変 がしていま を変 がしていま の で を の で に は の の に は の の の に の の の の の の の の の の の の の	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 お場合、 出産するこ 、原児一対して 、原児一対して	映文は船員祭 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名 名 名 名 名 名 (機 請けいる る が 見いる る か と	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払 ^{未の}	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
中野大工記載を ・ 産業所開放業別 ・ 産業所開放業別 申請客英本人の退か 申請客英本人の退か ・ 企業を ・ 企業を ・ である。 ・ でる。 ・ でる。 ・ でる。 ・ でる。 ・ でる。 ・ でる。 ・ でる。	お 8条原 等以りで を 8条原 等以りで 放けする 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの	ます。第73-8 操保験法第73-8 出産育度保険に 、健産すると記 健産すると記 健産すると記 を変 がしていま を変 がしていま の で を の で に は の の に は の の の に の の の の の の の の の の の の の	条の規定者 全の収支を ではよる の大きを のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる のたる	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 お場合、 出産するこ 、原児一対して 、原児一対して	映文は船員祭 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	名 名 名 の	保険の資イ 保険の資料を の直接を でかった力	変支払告 変支払告 を表する 変支 を表する をまする をする をする をする をする をする をする をする を	指資格喪失 番号 (以利に (以利に	後、6か月1 「乙」と 用しませるこ	以内に出来さ いう。)をf たん。 と。	れた場合、	
中学れが保証機能は発表で ・ 機能保険機能は発表で ・ 機能保険を表して ・ 機能保険を表して ・ 機能保険を表して ・ は、からいた ・ ない ・ な ・ ない ・ ない	お 8条原 等以りで を 8条原 等以りで 放けする 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの	ます。 場保護法第734 場供護法第734 出出機業有別 機能工業 最近 の は の は の は の は の に の に の に の に の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	条金のはよる番号 (表表 単)、の(保) では、 (表表 番号) 単一、の(保) では、 (表表) 単一、の(保) では、 (表表) では、 (また) では、 (表表) では、 (まま) では、	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 お場合、 出産するこ 、原児一対して 、原児一対して	wxxは和員保 保 保 保 限 保 に 保 配 保 配 保 配 保 配 保 配 の の の の 医 の の に に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	名 名 名 の	員保険の資 保険の資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資	変支払集の 変支払終の 対象合い	新資格喪失 番号)(以下利度) (以利に にしていて、 (以下利に)	後、6か月 2 「	以内に出産さ いう。)を いっ。)を いっ。)を を れっ。 と の を れっ。 と る を れっ。 と る を と の を と の と の と の と の と の と の と の と の	れた場合、	
甲野インに配輸を 3 健康保護法庫(1) 3 健康保護法庫(1) 東部省本人の辺野 資格喪失後に加入 中諸者本人の辺野 資格喪失後に加入 いた保護者本人の辺野 資格喪失後に加入 いた保護者本人の 中諸者(定甲が講求する) ※ 出加産育児 とする。 令和 甲の住居 この所が 名称	お 8条原 等以りで を 8条原 等以りで 放けする 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの	ます。第73-8 操保験法第73-8 出産育度保険に 、健産すると記 健産すると記 健産すると記 を変 がしていま を変 がしていま の で を の で に は の の に は の の の に の の の の の の の の の の の の の	条のの はよ番 日美 ・ では、	66か月」 により、1年に 日本受保険であ 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	以上機康保と とができます の被保険者、 お場合、 出産するこ 、原児一対して 、原児一対して	wxxは和員保 保 保 保 限 保 に 保 配 保 配 保 配 保 配 保 配 の の の の 医 の の に に の に の に の に の に の に に の に に に に に に に に に に に に に	名 名 名 の	員保険の資 保険の資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資 のの資	変支払告 変支払告 を表する 変支 を表する をまする をする をする をする をする をする をする をする を	新資格喪失 番号)(以下利度) (以利に にしていて、 (以下利に)	後、6か月 2 「	以内に出産さ いう。)を いっ。)を いっ。)を を れっ。 と の を れっ。 と る を れっ。 と る を と の を と の と の と の と の と の と の と の と の	れた場合、 大理人と と 関 本店	

様式2)	(様式2)
(様式2) 令和 年 月 日	(様式2) 合和 年 月 日
(あて先)	(あて先)
(申請者 [※]) 住所	(申請者 ^華) 住所
氏名	氏名
出産育児一時金等受取代理申請取下書	出産育児一時金等受取代理申請取下書
令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下 げます。	令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下 げます。
17日	記.
被保険者証 記号 番号	被保険者証 記号 番号
氏名 (2934+)	氏 名 出産予定者
出産予定者 生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
出産予定日 年 月 日	出産予定日 年 月 日
敗下げの理由	取下げの理由
備考	備考
※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。	※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

(様式3) (様式3) (株式3) 令和 年 月 日 (あて先) (申請者^帯) 住所

氏名

被保険者証 番号

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請す 代理人 に替え ます。	と定め、	令和	(以下「甲」 年 月 1等である(E)は、医療機 1付にて委任	機関等である 壬した出産す)(以下	等児一時	宇金等のう いう。)を代	と領に関す	る権限に	」という。)を ついて、乙 れを委任し
令和	年	月	F								
	甲の住庭	听									
	氏	名									
	乙の所	在地 ^{※※}									
	名	称 ^{樂樂}						意話	()	
	丙の所	在地 ^{樂樂}									
	名	称 ^{樂樂}						理話	()	
受取代							銀行 金庫 信組			店•> 支店	本店 ・出張所
対する 融機関		25 PR FUI	普通 4:通知 当座 5:貯蓄	口座 番号			口座名義	(フリガナ)			

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。
※※「乙」「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

/ L	\ r.	Is.	_	
(#	汞:	- -	ç,	
(4;	ж,	-	J	

(様式3)

令和 年 月 日

(あて先)_____

(申請者[※]) 住所

氏名 <u>印</u>

被保険者証 番号

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者(代理人と定 に替えて、 ます。	め、平成	戈	年 月	E	付にて委	機関等であ 任した出産)(以	育児一	特金等の受	領に関す	(以下「乙」とい る権限につい て定め、これを?	T, Z
令和	年	月	日								
甲	の住所										
	氏名						印				
Z	の所在地	<u>k</u> ***									
	名称 [®]	*					印	電話	()	
丙	の所在地	t ^{NO.}									
	名称	9#					印	電話	()	
受取代理力							銀行 金庫 信組			店·本店 支店·出張	歼
対する支払 融機関	損	EUI 2	:普通 4:通知 :当座 5:貯蓄	口座 番号			口座名義				

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。 ※※「乙」・「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

弋4)		(様式4)
(様式4)	令和 年 月 日 	(様式4) 令和 年 月 日 (あて先)
	受取代理申請受付通知書	受取代理申請受付通知書
受取代理制度により、以 組合員をいう。)から、貴院 いたします。	下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡	受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は 組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡 いたします。
受付日	年 月 日	受付日 年 月 日
	氏名	氏名
被保険者等	生所 生所	被保険者等 住所
	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
出産予定日·数	年 月 日 単・多(胎)	出産予定日·数 年 月 日 単・多(胎
出産予定者 ※被保験者等と同一の場合は省略	氏名	出産予定者 ※被保験者等(同一の場合は省略
	生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
付加給付金相当額		付加給付金相当額
貴院が代理受領することが できる額の上限(①と②の合 計額)	円 ※ 産科医療補償制度対象出産でない場合は、 円となります。 ※※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。 ① 出産育児―参42万円(産科医療補償制度対象出産でない場合は40万8千円) ② 付加給付金相当額()) 円	費院が代理受領することができる額の上限(①と②の合計額) ※ 産科医療補償制度対象出産でない場合は、円となります。 ※※ 多胎の場合は、出産数を乗じた額となります。 ① 出産専児―時金42万円(産科医療権権制度対象出産でない場合は40万4千円) ② 付加給付金相当額())円
なお、出産育児一時金 の出産後、貴院から、	又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者	なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者 の出産後、貴院から、
の写し	衆出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された。請求書	出産費用の請求書の写し 業科医療補償制度対象出産の場合は、所定の印が押印された請求書の写し 出産の事実を証明する書類の写し
 <u>出産の事実を証明</u> を送付いただく必要がある 		を送付いただく必要があります。
出産後速やかに下記あ	て送付いただきますよう、お願いいたします。	出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。
	(保険者名)	(保険者名)
	(所在地)	(所在地)

(あて先)	(医療機関等) 所在地 名称	(あて先)		(医療機関等) 所在地 名称		令和	年	自				
標記について、下記のとおり幹	告しま*	出産費用請求報告書 す。	:		標記について、下記のとおり報	きとしま	出産費用請求報告書す。					
		記					記					
被保険者証	記号		番号		被保険者証	記号	N H	香号				
themself with him had a second	氏名	(フリガナ)					(フリガナ)	•				
被保険者、世帯主又は組合員	住所	〒 (フリガナ)			被保険者、世帯主又は組合員	住所	〒 (ブリガナ)					
請求金額					請求金額							
出産費用請求書(写)		別	添のとお	59	出産費用請求書(写)		別添	のとお	b			
出産の事実を証明する書類(写)		N	添のとお	sp	出産の事実を証明する書類(写)		別添	のとお	b			

令和〇〇年〇〇月分 出産育児一時金等代理申請·受取請求書【 正常 · 異常 分娩】

保険者番号

医療機関	等コード	 -				
分娩機関係	管理番号					
医療機関 等所在地 及び名称						

頁数

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

代理受取額合計

取扱件数

合 計 出産数

社国	本家		被保	険者証記号	被保険者証	番号		妊妊	帰氏名(カナ氏名	3)		生年月日	3	在胎週数		出産年月日				
1:社・2:国	1:本・5:5	家									3:昭 4:平 5:令	年	月	B	4:平 5:令	年	月 E	=		
死産有無	ŧ	出産数	入院日数	産科医療	聚補償制度	入院	料	室	E 料差額	分娩介助:	料	分娩》	料	新生児管理	保育料	検査・	薬剤料			
1:有・2:無・3			常外・3:混在																	
処置·手当料	産科医	療補償制	度	その他	一部負担金等	妊婦	合計負担額	頂	代理受	取額			備考			•				

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

	被保険者証		記号					番号							
	申請者(被保険者、世 帯主又は組合員)		氏名	(7)	リガナ)										
請者(※「申請者」は健康保険・船員 保険の場合は被保険者、国民		住所	₹		(フリガナ)				雷話		()			
被	健康保険の場合は世帯 組合員となります。	主又は	生年月日	3			年		月	田.高色	月	.1			
保	出産予定日・	数		<u> </u>			左	Ξ.	月		日	単	<u> </u>	多(胎)
険者、	出産予定者		氏名	(7)	リガナ)										
世	※申請者と同一の場合 です	は不要	生年月日	3			年		———— 月		日				
帯主又	出産予定		名称	(フリ	リガナ)		<u>.</u>								
は組合	医療機関等		所在地	=		(フリガナ)									
員)	申請者に対する								銀行金庫					店・本店 支店・占	
)が記	支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別段		口座 番号				^{信組} 口座 名義	(フリガナ)				75/11	100071
するとこ	申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険でお願いします。 ※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。 申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号 申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号														
受	申請者(の権限を委任します) の権限を委任します 甲が請求する出産 ※出産育児一時	全育児-	、甲は、出	e育児 うち、乙	一時金等(が甲に対	して出産に関	等への直接 し請求す	る費用の	の額※の	目しません 受領に関 ^っ	。 すること。				
取代理	甲の住所														
丛	氏名														
の 欄	乙の所在均	也													
	名称							電話	組合	()			
	受取代理人に								銀行 金庫 信組					店·本店 支店·占	
	対する支払金融 機関	預金 種別	1:普通 2:当座 3:別段		口座 番号				口座名義	(フリガナ)					
(備考	'欄)														

(申請者※) 住所

氏名

出産育児一時金等受取代理申請取下書

令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下げます。

記

被保険者証	記号			番号				
出産予定者	氏 名	(フリガナ)						
	生年月日			年	月		目	
出産予定日			年	月		目		
取下げの理由								
備考								

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

(申請者※) 住所

氏名

受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者(め、令和 等である(年) 月		委任した	時金等の受		る権限は	こついて、)を代理人と定 新たに医療機関
令和	年	月	日						
甲の)住所								
	氏名								
乙0)所在地	<u>†</u> **							
	名称※	*				電話	()	
丙0)所在地	<u>†</u> **							
	名称**	*				電話	()	
受取代理人		_			 	銀行 金庫 信組			 店·本店 支店·出張所
対する支払 機関		預金 種別	1: 普通 4: 通知 2: 当座 5: 貯蓄 3: 別段	口座 番号		口座 名義	(フリガナ)		

- ※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。
- ※※「乙」・「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

(あて先)		
-------	--	--

受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日			年		月	日				
	氏名	(フリガナ)								
被保険者等	住所	₹	(フリガナ)							
	生年月日			年	月		日			
出産予定日·数				年	月		目	単・多(胎)	
出産予定者 ※被保険者等と同一の場合は省略	氏名	(フリガナ)								
WINDS I GOLD OF THE PROPERTY O	生年月日			年	月		日			
付加給付金相当額										
	円									
貴院が代理受領することができる額の上限(①と②の合計額)		※※ 多	医療補償制度対 5胎の場合は、 5円(産科医療)	出産数を	乗じた額とな	ります。		なります。 -円)		

なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者の出産後、 貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し
 - ※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された請求書の写し、
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

(保険者名)		
(所在地)		

(あて先)

(医療機関等) 所在地

名称

出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号			番号	
被保険者、世帯主又は組合員	氏名	(フリガナ)			
	住所	〒	(フリガナ)		
請求金額					
出産費用請求書(写)			5	別添のとお	59
出産の事実を証明する書類(写)			5	別添のとお	59